

調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療機器の生産（輸入）等の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の対象

薬事法の規定により、医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売業又は製造業の許可を受けて、医薬品、医薬部外品又は医療機器を製造販売又は製造する事業所。ただし、次の業種に属する事業所は調査対象から除外している。

- (1) 薬局開設者が当該薬局の設備及び器具をもって行う医薬品の製造業又は製造販売業
- (2) コンドーム又は視力補正用レンズの製造販売業であって小分けされたもののみの製造販売を行うもの、又は製造業であって小分けのみを行うもの
- (3) 脱脂綿又は製造販売業であって小分けされたもののみの製造販売を行うもの、ガーゼの製造業であって小分けのみを行うもの及び生理処理用品（脱脂綿のみからなるものを除く）の製造業又は製造販売業であって大判製品のみの製造販売又は製造を行うもの

3. 調査の期間

平成17年1月1日から同年12月31日

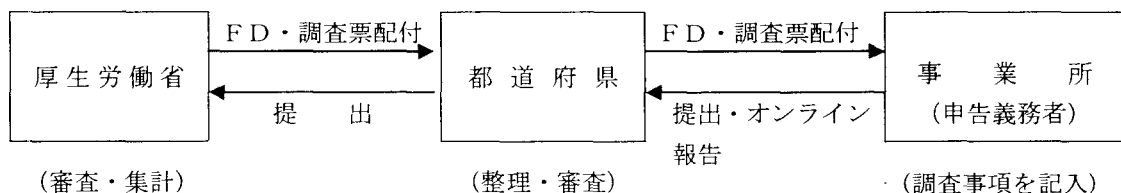
4. 調査事項

医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療機器の生産、輸入、出荷、輸出及び在庫の数量及び金額等。上記のほか、医薬品に係わる製造所は従業者（臨時従業者を含む）数。

5. 調査の方法及び報告義務

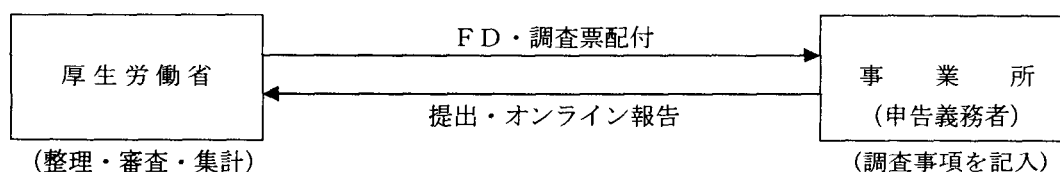
(1) 製造所

厚生労働省が都道府県を経由して、オンライン及び申告義務者に配付するFD・調査票用紙により行う。



(2) 製造販売事務所

厚生労働省がオンライン及び申告義務者に配付するFD・調査票用紙により行う。



6. 結果の集計

厚生労働省医政局において行った。

7. 利用上の注意

(1) 表章記号

－：単位未満のもの又は実績がないもの。

0, 0.0：平均値、比率等で丸めた結果が表章すべき最下位の桁の1に該当しないもの。

(2) 地域別

北海道：北海道

東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東越静：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡

東海北陸：富山、石川、岐阜、愛知、三重

近畿：福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国：鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国：徳島、香川、愛媛、高知

九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(3) 用語の説明

生産金額：各製造所において調査期間に製造された最終製品（衛生材料の脱脂綿及びガーゼにあつては大判製品）の生産金額です。この金額は生産数量に製造販売業者販売価格（消費税額を含む）を乗じた金額です。

生産数量：各製造所において調査期間に製造された最終製品（衛生材料の脱脂綿及びガーゼにあつては大判製品）の生産数量です。この場合において国家検定品はその合格数量をもって生産数量としています。

出荷金額：調査期間において出荷（販売による出荷、同一企業体内の他の製造所、営業所、他の場所にある倉庫へのお荷等を含む）がなされた金額です。この金額は出荷数量に製造販売業者販売価格（消費税額を含む）を乗じた金額です。

製造所数（製造販売事務所数）：調査期間において最終製品（衛生材料の脱脂綿及びガーゼにあつては大判製品）の生産（輸入）、出荷又は月末在庫に異動があつた製造所（製造販売事務所）の数です。（月平均）

医療用医薬品：医師若しくは歯科医師によって使用され、又はこれらの者の処方せん若しくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品です。

その他の医薬品：医療用医薬品以外の医薬品です。

一般用医薬品：その他の医薬品のうち、配置用家庭薬以外の医薬品です。

配置用家庭薬：その他の医薬品のうち、主として配置用家庭薬に用いることを目的として供給され

る医薬品です。

輸入※：主として輸入された医薬品原料（原末、原液、バルク製品及び製剤原料を含む）から製造された医薬品です。

受託生産：製造所が、委受託工程が製造工程のすべて又は一部にかかわらず最終製品となる製造工程を他社の製造販売事務所から受託することです。ただし当該調査においては、包装、表示又は保管のみを行うものは除きます。

従業者：調査月の月末現在において、実際に医薬品の生産（輸入）、管理、その他の業務に常時従事する従業者です。たとえ、重役、理事者であっても医薬品製造（輸入）に関係ある一定の職務に従事する者は常用従業者となります。（月平均）

大判製品：原綿又は原反等から製造されたものであって、精錬漂白、乾燥作業等をなし、小分け包装を施し得る状態にあるものです。衛生材料の脱脂綿及びガーゼについては、最終製品ではなく、小分け前の大判製品の状態にあるものを報告の対象としています。

